

武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例について（議案第56号資料）

## 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたため。

## 2 主な改正内容

### (1) 個人市民税

ア 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の見直し（附則第13条の2）

近年の激甚化する自然災害を踏まえ、都市計画法（昭和43年法律第100号）の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡等について、譲渡した土地等がその譲渡の時ににおいて地すべり防止区域等（※）内に存する場合には、課税特例の適用ができないこととする。

※「地すべり防止区域等」とは、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

### (2) 固定資産税・都市計画税

ア 固定資産税に係る免税点の引上げ（第44条）

物価指数等が上昇しているため、免税点の引き上げを行う（都市計画税も同様）。

家屋：20万円→30万円 償却資産：150万円→180万円

（土地については変更なし）

イ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（附則第6条の2・わがまち特例）

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図る。

- ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備（第10項）
- ・水力発電設備で出力5,000kw未満のもの（第11項）
- ・地熱発電設備で出力1,000kw以上のもの（第12項）
- ・バイオマス発電設備で出力10,000kw未満のもの（第13項）  
→これらの設備に係る本市の特例率を3分の1とする。
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）に規定する認定公募占用計画に基づいて設置する風力発電設備（第14項）

- ・以下の①～③に規定する風力発電設備（第15項）
  - ① 港湾法（昭和25年法律第218号）の占用許可を受けた者が港湾区域内水域等に設置するもの
  - ② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備するもの
  - ③ 農林漁業の健全な発達と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に規定する認定設備整備計画において整備するもの
- ・地熱発電設備で出力1,000kw未満のもの（第16項）
  - これらの設備に係る本市の特例率を2分の1とする。
- ・水力発電設備で出力5,000kw以上のもの（第17項）
  - 本設備に係る本市の特例率を12分の7とする。
- ウ バリアフリー改修工事が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税・都市計画税の減額措置の拡充及び延長（附則第6条の2第26項・わがまち特例の導入）
  - 本減額措置について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（※全般を対象とするなど、幅広くバリアフリー化を促すよう見直しを行ったうえ、3年間の延長を行い、当該建築物に係る本市の減額率を2分の1とする。
  - ※特別特定建築物：不特定多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（百貨店、病院、老人ホーム等）
- エ 上記ウに係るバリアフリー改修工事が行われた特別特定建築物に対する減額措置を受けようとする者が、減額の申告を行う際の添付書類について定めるもの（附則第6条の3第16項）
  - ・申告書に添付すべき書類
    - ①当該改修工事について、政府の補助に係る補助金確定通知書の写し
    - ②高齢者移動等円滑化法に規定する建築物移動等円滑化基準に適合することを証する書類

### 3 施行日

- (1) 2 (1)ア 令和10年1月1日
- (2) 2 (2)ア 令和9年4月1日
- (3) 2 (2)イ～エ 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例の公布の日

担当課 財務部市民税課  
資産税課